

鳴沢ゴルフ倶楽部友の会規約

第1条 本会は「鳴沢ゴルフ倶楽部友の会」（名称「鳴沢いちい会」という。

第2条 本会の運営は全て鳴沢ゴルフ倶楽部内に置く事務局で行う。

第3条 本会は鳴沢ゴルフ倶楽部のプレーを通じて会員相互の親睦と交流を図りエチケットとマナーの向上とコースの健全な発展を目指すことを目的とする。

第4条 会員に関する事項。

1. 会員とは事務局が認めた者のなかで、入会申込手続きを行い別に定める年会費の払込を完了した者をいう。
2. 会員は別に定める特典にて、鳴沢ゴルフ倶楽部を利用することができる。
3. 会員の入会資格の有効期限は、会員となる事が認められた暦年の1シーズンとする。
4. 一旦納入した年会費は、理由の如何を問わず返還しない。
5. 会員には会員カードを発行し、会員はプレー時に会員カードを提示するものとする。
6. 会員カードを紛失または盗難にあった場合には、速やかに事務局に連絡するものとする。

第5条 会員が次の各号に該当するときは、事務局において本会からの除名を行うことができる。

1. 本会及び鳴沢ゴルフ倶楽部の名誉を毀損し、または秩序を乱したとき。
2. 本規約及びゴルフ場の利用約款等に違反したとき。
3. 入会后暴力団の構成員、準構成員等、反社会的勢力とみなされたとき。
4. 会員カードを本人以外が使用したとき。
5. その他事務局において処分が適当とする行為があったとき。

第6条 会員は次の場合その資格を失う。

1. 会員資格の有効期限が満了したとき。
2. 退会、除名、死亡したとき。

第7条 会員資格の譲渡並びに名義変更することは出来ない。

第8条 本規約に定めのない事項については、事務局において決定する。

第9条 本規約は平成30年1月1日より施行する。